**委託契約書（案）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 委託業務の番号 | |  | 第　　－　　－　　号 | | | | | | | | | | | | | |
| 委託業務の名称 | |  | 富岡町夜の森地区中核拠点商業施設整備基本・実施設計業務委託 | | | | | | | | | | | | | |
| 委託業務の場所 | |  |  | | | | | | | | | | | | | |
| 業務委託料 | |  |  | | 金 | |  | | | | | | 円也 | | | |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | | |  | 金 | |  | | | | | | 円也 | | | |
| 契約保証金 | |  |  | | 金 | |  | | | | | | 円也 | | | |
| 委託の期間 | |  | 着手 | | | 令和 | |  | 年 |  | 月 |  | | 日 | | |
|  | |  | 履行期限 | | | 令和 | |  | 年 |  | 月 |  | | 日 | | |
|  | |  |  | | |  | |  |  |  |  |  | |  | | |
| 上記の委託業務について、発注者 | | | | | | | 富岡町　富岡町長 | | | | | | | | | と | |
| 受注者 |  | | | | | | | | | | | | | | は、 | | |
| 次の各条項により委託契約を締結する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

　この契約の証として、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発注者 | 住所 | 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1 |
|  | 氏名 | 富 岡 町  富岡町長 |
| 受注者 | 住所 |  |
|  | 氏名 |  |

**（総則）**

第１条　発注者及び受注者は、別冊設計図書及び要求水準書並びに仕様書に基づき、この契約（この契約書並びに設計図書及び要求水準書並びに仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行するものとする。

２　受注者は、頭書記載の業務を頭書記載の履行期限内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

３　設計図書及び要求水準書並びに仕様書に明示されていないもので必要ある事項については、発注者受注者協議してこれを定める。その他軽微なものについては、受注者は発注者の指示に従うものとする。

**（権利義務の譲渡等）**

第２条　受注者は書面による発注者の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。

**（監督員）**

第３条　発注者は、委託業務に関し、自己に代って監督又は指示をする監督員をおくことができる。

２　監督員は、この契約並びに設計図書及び要求水準書並びに仕様書に定められた事項の範囲内において、必要な監督を行い、次条に規定する主任技術者に対して指示を与える等の職務を行う。

**（主任技術者）**

第４条　受注者は、業務における技術上の一切の事項を処理する主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。

２　主任技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期限の変更、業務委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを主任技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

**（委託業務内容の変更等）**

第５条　発注者は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。

　　この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

２　前項の場合において、受注者が損害をうけたときは、受注者は発注者に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については発注者受注者協議して定める。

**（受注者の請求による履行期限の延長）**

第６条　受注者は、天災その他、その責に帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完成することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者受注者協議して定める。

**（損害負担）**

第７条　委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む）のため必要を生じた経費は受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者受注者協議して定める。

**（成果の報告）**

第８条　受注者は、委託業務が完成したときは、遅滞なく発注者に対して完了報告書を提出しなければならない。

**（検査）**

第９条　発注者は、前条に規定する報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

２　受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。この場合においては、修正の完了の通知を完了報告書の提出とみなして前項の規定を適用する。

**（業務委託料の支払い）**

第10条　受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って業務委託料の支払いの請求をすることができる。

２　発注者は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

**（前金払）**

第11条　受注者は、業務委託料が300万円以上の場合に限り、保証事業会社と、頭書記載の履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の額（１万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の前払金の支払を発注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

**（遅延履行の場合における損害金等）**

第12条　受注者は、業務の履行が受注者の責めに帰すべき理由により遅滞したときは、当該業務に係る業務委託料（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の業務委託料）につき、遅延日数に応じ、年2.5％の割合で計算して得た額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）の損害金を、発注者に支払わなければならない。

２　発注者の責めに帰すべき理由により、第10条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、年2.5％の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

**（発注者の解除権）**

第13条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一　その責めに帰すべき理由により、委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二　前号に掲げる場合のほか、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合は、受注者は、業務委託料又は契約を解除する部分の業務委託料相当額の1/10を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

**（発注者の任意解除権）**

第14条　発注者は、第13条の規定によるほか、必要があるときは契約を解除することができる。

２　前項の規定により契約を解除した場合には、発注者は、これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は発注者受注者協議して定める。

**（受注者の解除権）**

第15条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一　天災その他の不可抗力により委託業務を完了することが不可能となったとき。

二　第5条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

三　発注者が契約に違反し、その違反により委託業務を完了することが不可能となったとき。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

**（秘密の保持）**

第16条　受注者は委託業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

**（個人情報の保護）**

第17条　受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

**（契約外の事項）**

第18条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

**（紛争の解決方法）**

第19条　前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

別紙

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

２　受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第３　受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第４　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第５　受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第６　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第７　受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

２　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第８　受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。

　ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

（事故発生時における報告）

第９　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（調査等）

第10　発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

（指示）

第11　発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

（再委託の条件）

第12　受注者は、個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

（損害賠償）

第13　受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

２　前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第14　業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。